

支店(従たる事務所)の廃止

☆ 本店所在地が 京都市内の場合 全日事務局へ提出
京都市外の場合 各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類 提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	備考
宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書	第3号の4 (第一面) (第三面) (第四面)	
従事者異動届	第9号	廃止する事務所の従事者が本店等に異動する場合
専任の宅地建物取引士設置証明書	添付書類(3)	廃止する事務所の従事者が本店等に異動する場合

※宅地建物取引士の提出書類 提出部数 正本1部 副本1部 の合計2部です

提出用紙	様式	備考
変更登録申請書	第7号	廃止する事務所の宅地建物取引士が退職する場合

※全日への提出書類

提出用紙	様式	備考
従たる事務所廃止届		
変更届		従たる事務所廃止に伴い、本店の宅建主任士等に変更が生じた場合

(公社)全日本不動産協会京都府本部 事務局
京都市中京区柳馬場通三条下ル榎屋町98-2
TEL:075-251-1177